ARBITRATION
AND
MEDIATION CENTER

WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

紛争処理パネル裁定
Bal du Moulin Rouge 対 MASAKI FUKUI, WEB-AD Inc.
事件番号 D2024-2923

1. 紛争当事者

申立人は、バル・デュ・ムーラン・ルージュ（Bal du Moulin Rouge）であり、その住所地はフランス共和国である。申立人の代理人は、 CASALONGA であり、その住所地はフランス共和国である。

被申立人は、MASAKI FUKUI, WEB-AD Inc.であり、その住所地は日本国である。

2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名は<saron-moulinrouge.com>（以下「本件ドメイン名」という。）であり、本件ドメイン名の登録機関は GMO Internet Group, Inc. d/b/a Onamae.com である。

3. 手続の経過

本件申立書は、2024 年 7 月 17 日に WIPO 仲裁調停センター（以下「センター」という。）に英語で提出された。センターは 2024 年 7 月 17 日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関に要請した。登録機関は 2024 年 7 月 18 日にメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人（Anonymous）および連絡先の情報と異なる本件ドメイン名の登録者および連絡先の情報を提供した。センターは 2024 年 7 月 18 日に登録機関により提供された登録者および連絡先の情報を申立人に通知し、申立書を補正することができる旨を案内した。申立人は 2024 年 7 月 19 日および 26 日に補正された申立書をセンターに英語で提出した。

センターは 2024 年 7 月 18 日に手続言語に関して両当事者に英語と日本語で連絡を送り、2024 年 7 月 19 日に、申立人は英語を手続言語にすることを求める要請を確認した。被申立人は手続言語に関して意見を提出しなかった。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」という。）、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」という。）および WIPO 統一ドメイン名紛争処理方針補則における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第 2 条および第 4 条に従い、センターは 2024 年 7 月 29 日に本件申立てを英語と日本語で被申立人に通知し、紛争処理手続が開始された。手続規則第 5 条に従い、答弁書の提出期限は 2024 年 8 月 18 日とされた。登録機関から提供された被申立人のメールアドレスとは異なるが、被申立人のウェブサイトに表示されていたメールアドレスから 2024 年 7 月 29 日に、被申立人の組織名と関連すると見られる

「[…]@web-ad.jp」というメールアドレスから 2024 年 8 月 9 日に、それぞれ紛争処理手続の開始を通知するメールをスパムメールではないかと尋ねる電子メールが届き、センターは英語と日本語で返答した。被申立人は、期日までに答弁書を提出しなかった。したがって、センターは、2024 年 8 月 19 日に被申立人の懈怠を英語と日本語で通知した。

センターは、2024 年 8 月 23 日に本件について山口裕司（Yuji Yamaguchi）を単独のパネリストとして指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第 7 条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターに承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

4. 背景となる事実

申立人は、1889 年に創設され、現代的なカンカンダンスの発祥の地として最もよく知られている。最も古く、最も洗練された申立人のキャバレーは、パリの有名な観光名所の 1 つであり、世界中からの訪問者に音楽ダンスエンターテイメントを提供している。

申立人は、国際商標登録第 1016676 号（2009 年 6 月 12 日登録）、国際商標登録第 1161068 号（2012 年 9 月 17 日登録）、欧州連合商標登録第 000110437 号（1998 年 11 月 5 日登録）、欧州連合商標登録第 010841567 号（2012 年 9 月 24 日登録）など、MOULIN ROUGE という多数の商標（以下「MOULIN ROUGE 商標」という。）を登録している。

申立人は、<moulin-rouge.com>（1998 年 2 月 9 日登録）、<moulinrouge.com>（1998 年 5 月 15 日登録）、<moulinrouge.fr>（1999 年 3 月 23 日登録）、<moulin-rouge.fr>（1999 年 10 月 27 日登録）など、多数のドメイン名を登録している。

被申立人は、本件ドメイン名を 2023 年 7 月 6 日に登録し、本件申立て当時は、申立人の商標が赤色とステージカーテンの背景とともに目立つように表示され、女性が提供するマッサージサービスを宣伝するウェブサイトとして使用されていたが、現在は、ユーザーネームとパスワードで保護されたウェブサイトとなっている。

5. 当事者の主張

A. 申立人

申立人の主張は、以下のとおりである。

申立人の MOULIN ROUGE 商標は、本件ドメイン名において完全に複製されている。「saron」という単語の追加は、申立人の MOULIN ROUGE 商標が、本件ドメイン名の中でインターネットユーザーの注意が集まる支配的な要素であり続けるため、混同を引き起こす可能性を排除するのに十分ではない。

申立人は、被申立人とは何の関係もなく、被申立人に MOULIN ROUGE という語を使用するためのライセンス、許可、または承認を与えたことはない。 被申立人は MOULIN ROUGE 商標の名声を不当に利用している。被申立人は、本件ドメイン名で一般的に知られておらず、「moulinrouge」という語に関連する商標権を取得していない。

申立人の MOULIN ROUGE 商標は、劇場、音楽等のエンターテインメントの分野で 1 世紀以上にわたって広く使用されてきた周知商標であり、本件ドメイン名が被申立人によって登録されるよりはるか前に登録されていた。MOULIN ROUGE 商標は、申立人の赤色や舞台カーテンの特徴的な要素に関連付けられたウェブサイトに複製されているため、被申立人は、申立人の MOULIN ROUGE 商標について必然的に知っていた。ミュージカルコメディ「ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル」が 2023 年 6 月から東京で上演され、被申立人は、その直後に本件ドメイン名を登録したのは、偶然ではない。被申立人は、申立人が長年にわたってそのショーなどを宣伝し、その劇場での活動を世界中に広く知らしめるために行った努力と投資を明らかに不当に利用した。本件ドメイン名は、MOULIN ROUGE 商標の貴重な名声にそぐわない挑発的な写真に関連するマッサージサービスを含むウェブサイトにインターネットユーザーを誘導している。

B. 被申立人

被申立人は、本件申立てに対して、答弁書を提出しなかった。

6. 審理および事実認定

6.1 手続言語

本件ドメイン名の登録契約の言語は日本語である。本件の手続言語についての当事者間の別段の合意は存在しない。申立人は、英語が世界で最も話されている言語の 1 つであり、本件ドメイン名によりアクセスできるウェブサイトが日本語と英語で記載されているが、申立人が日本語でコミュニケーションできず、申立書および付録の翻訳が申立人に不当に不利益と負担を与えることなどから、英語を手続言語にすることを求める要請を提出している。

被申立人は、英語を手続言語にすることについての異議を提出しておらず、フランスと日本の当事者の間のドメイン名紛争処理の手続言語を世界で最も話されている言語である英語とすることは公平なようにも見える。

しかし、被申立人のウェブサイトに表示されていたメールアドレスから、2024 年 7 月 29 日に「本日、夕方スパムメールが大量に送られてきました。貴社が私宛に送ったものに間違いないでしょうか？書面を送っているそうですが私の本名、住所などがこのメールには記載されていません。X のアカウントから私個人のメールアドレスを調べたらなど不審な点が多いです。送信者の調査をお願いします。」という連絡が、被申立人の組織名と関連すると見られるメールアドレスから、2024 年 8 月 9 日に「WIPO からメールと郵便で添付の苦情申し立ての書類が送られてきておりますが、こちらは本当に訴えがなされているということでしょうか？WIPO の名を語った詐欺が横行しているということで、私どもには真偽の判別ができません。」という連絡がそれぞれセンターに対してなされていた。これらの電子メールは、被申立人の関係者により送信されたと見るのが適切であり、ドメイン名紛争処理の被申立人となったことを十分に理解できていないことが窺える。申立人が WIPO のドメイン名紛争処理手続を 10 件以上利用していることと比較すると、被申立人が、不慣れな手続によって、本件ドメイン名の移転請求を受け、裁定の理由を日本語で理解することができないことの不利益は大きいと判断せざるを得ない。被申立人は、センターからの通知後 10 営業日以内に申立書の合意管轄の項に記載された「関連する登録機関の主たる事業所およびセンターへの申立書提出の時点での関連する登録機関の WhoIs データベース上のドメイン名の登録から判明するドメイン名保有者の住所の所在地」の管轄裁判所に出訴して、裁判所の受領印のある訴状の写し等の公式文書をセンターに提出して、裁定結果の実施を見送らせることが可能であるが、裁定を英語で出すことによって、日本語で手続が進められる日本の裁判所への出訴の障害になるおそれもある。

申立人が主張するとおり、本件ドメイン名によりアクセスできるウェブサイトに英語表記が含まれるが、日本語とともに TOP、SYSTEM、THERAPIST、ACCESS、RECRUIT といった英単語の記載があるにとどまり、被申立人が英語を手続言語とするのに支障がないことの裏付けにはならない。本件ドメイン名の登録契約の言語は日本語であり、本件手続の状況を踏まえると、手続規則第 11 条 a 項の原則どおり、本件の手続言語を日本語とするのが妥当である。

ただし、センターが 2024 年 7 月 18 日に手続言語に関して両当事者に英語と日本語で連絡を送り、被申立人に対しては意見を求めていたところ、被申立人は、手続言語に関して意見を提出せず、英語と日本語による手続開始の通知の後に、答弁書も提出しなかった。それゆえ、被申立人の懈怠の後に、紛争処理パネルが申立人に対して申立書の日本語訳を提出するよう命じることは、手続の遅延を避けるために、行わないこととする（*The Swatch Group AG 和 Swatch AG 诉 李柱 (Zhu Li)*, WIPO 事件番号 D2021-3364、*Rakuten Group, Inc. f/k/a Rakuten, Inc. 对 Whois Privacy Protection Service by Onamae.com / mikihiko ueda, ueda mikihiko*, WIPO 事件番号 D2021-3557 参照）。

6.2 実体的要件

処理方針第 4 条 a 項によれば、申立人は以下の 3 項目のすべてを立証しなければならない。
「(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または

混同を引き起こすほどに類似しており、かつ
(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず、かつ
(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。」

A. 同一または混同を引き起こすほどの類似性

申立人が、MOULIN ROUGE 商標を世界各国で登録しており、被申立人の住所地である日本国でも、日本登録商標第 3028205 号（1995 年 2 月 28 日登録）など、複数登録していることは、紛争処理パネルに顕著な事実として認められる。

本件ドメイン名は MOULIN ROUGE 商標をそのまま含んでおり、「saron」という語とハイフンが追加され、一般トップレベルドメインである「.com」が付加されている点が異なるに過ぎない。「saron」という語とハイフンの追加は、混同を引き起こすほど類似するという認定を妨げるのに十分ではない（WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition（以下、「WIPO Overview 3.0」という。）第 1.8 項参照。また、*Harrods Limited v. HDU Inc.*, WIPO 事件番号 D2004-0093 も参照。）。

「.com」の部分は一般トップレベルドメインであって、常に登録で必要となるものであるから、「同一または混同を引き起こすほどの類似性」の要件（処理方針第 4 条 a(i)項）を判断するに当たって考慮しないのが通常である（WIPO Overview 3.0 第 1.11.1 項参照）。

よって、紛争処理パネルは、本件ドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似していると認定する。

B. 権利または正当な利益

被申立人は、答弁書を提出していないが、2024 年 8 月 9 日に、株式会社ウェヴァードという会社名を明らかにして電子メールをセンターに対して送信している。登録機関の提供した本件ドメイン名の登録者の連絡先の住所と電話番号は、株式会社ウェヴァードのそれと同一である。株式会社ウェヴァードは、ウェブサイトの企画・制作・管理の受託や請負を業務とする会社であると認められる。

申立人が主張するように、申立人が、いかなる態様でも MOULIN ROUGE 商標を使用することを被申立人にライセンス、許可、または承認を与えたことはなかったと考えられ、被申立人は本件ドメイン名で一般的に知られたこともないと認められる。被申立人は、本件ドメイン名を、申立人の商標が赤色とステージカーテンの背景とともに目立つように表示され、女性が提供するマッサージサービスを宣伝するウェブサイトに使用していたが、消費者の誤認を惹き起こすことによって商業上の利得を得る意図が認められるから、本件ドメイン名の非商業的目的な使用、または公正な使用とは認められない。それゆえ、紛争処理パネルは、申立人が、本件ドメイン名についての権利または正当な利益の不存在について一応の推定（prima facie case）が働くような立証を行ったものと判断する。

被申立人は、答弁書において、本件ドメイン名についての権利または正当な利益の存在について反証を行うべきであったが、被申立人は答弁書を提出せず、被申立人が本件ドメイン名について何らかの権利または正当な利益を有すると認めるべき他の証拠も存在しない。

よって、紛争処理パネルは、被申立人が本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有していないと認定する。

C. 悪意による登録および使用

申立人が主張するとおり、申立人がパリの観光名所として知られるキャバレーであり、複数の映画に影響を与え、ミュージカルコメディも上演されているため、MOULIN ROUGE 商標が世界各国で広く知られていることが認められる。とりわけ、「ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル」が 2023 年 6 月から東京で上演された直後に本件ドメイン名が登録されたことに鑑みれば、被申立人が申立人の MOULIN ROUGE 商標を知らずに本件ドメイン名を登録したと考えにくく、悪意による登録がなされたと認めることができる。

本件ドメイン名は、本件申立てがなされるまで、申立人の商標が赤色とステージカーテンの背景とともに目立つように表示され、女性が提供するマッサージサービスを宣伝するウェブサイトとして使用されていた。本件ドメイン名を、営業上の利得を得る目的で、サービスの出所について誤認混同を生ぜしめる意図で本件ドメイン名を使用していたと言え、悪意による使用が認められる（処理方針第 4 条 b 項(iv)）。

よって、紛争処理パネルは、本件ドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていると認定する。

7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条 i 項および手続規則第 15 条に従い、紛争処理パネルは本件ドメイン名<saron-moulinrouge.com>を申立人に移転することを命じる。

/山口裕司（Yuji Yamaguchi）/
山口裕司（Yuji Yamaguchi）
単独パネリスト
日付： 2024 年 9 月 4 日